

協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号） 「確定拠出年金法の施行に伴う改正」

改正案	現行
<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 法第四条の二第一項第二号又は法第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 中小企業等協同組合法第九条の八第二項各号に規定する業務（同項第十二号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号、第五号及び第七号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）</p> <p>三の二（略）</p> <p>三の三 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第一条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務</p> <p>四〇三十六（略）</p>	<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 法第四条の二第一項第二号又は法第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 中小企業等協同組合法第九条の八第二項各号に規定する業務（同項第十二号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、次号、第五号及び第七号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）</p> <p>三の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四〇三十六（略）</p>

3
~
7
(略)

3
~
7
(略)